

西日本高速道路株式会社四国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年7月20日(月) 四国支社会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	川東 祥次(弁護士) 柴田 潤子(香川大学教授) 成行 義文(徳島大学名誉教授) 藤本 邦人(弁護士) 矢田部 龍一(愛媛大学特命教授)	
審議対象期間	令和元年10月1日～令和2年3月31日	
抽出件数/対象件数	6件/672件	件名等
工 事	一般競争入札	0件/0件 該当なし
	条件付 一般競争入札	2件/7件 高松自動車道 表橋耐震補強工事 高知自動車道 高知ICトールゲート増設工事
	指名競争入札	0件/0件 該当なし
	随意契約	1件/4件 令和元年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内東地区舗装 補修工事
調査等	1件/31件	令和元年度 高松工事事務所管内(特定更新等)のり面調査I業 務
維持管理役務、 物品・役務	1件/10件	防災備蓄品購入(非常食)
少額契約	1件/620件	電子天秤の点検・校正
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p><条件付一般競争入札方式></p> <p>【高松自動車道 表橋耐震補強工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし <p>【高知自動車道 高知ICトールゲート増設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質疑なし 	

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>＜随意契約方式＞</p> <p>【令和元年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内東地区舗装補修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積状況調書の備考欄に「見積者に対する指示書第16第3項に基づき落札者としなさい」と記載されているが、指示書第16第3項はどのような記載になっているのですか。 <p>＜調査等＞</p> <p>【令和元年度 高松工事事務所管内（特定更新等）のり面調査Ⅰ業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札価格に対する価格評価点については入札価格が高ければ点数が高く、入札価格が低ければ点数が低いということになるのですか。 ・審査対象基準価格を下回れば失格となるのですか。 ・結局はNEXCOで決めている基準ということにはなるのですが、審査対象基準価格を下回ると価格評価点が下がっていくというのは不合理のような印象を受けます。 ・入札価格がいくらになると価格評価点が何点になるか分かるということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の結果、審査対象基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、落札者の決定前に手続きを保留して低入札価格調査を行うが、その際にあっても審査対象基準価格以上契約制限価格以下の入札者が他にいる場合にあつては、審査対象基準価格を下回った入札者については低入札価格調査を行うことなく落札者としなさいという記載になっています。 ・契約制限価格から審査対象基準価格（基本）に近付ければ近づくほど価格評価点があがり、審査対象基準価格（基本）を下回ると逆に価格評価点が下がる計算となっています。 ・失格にはなりません。ただし、審査対象基準価格（重点）を下回れば価格評価点が0点となります。 ・入札価格があまりにも低いと品質確保の観点から審査対象基準価格を下回ると価格評価点が下がるような計算式となっています。 なお、この計算式並びに価格を算出している歩掛及び単価はすべて公表しており、入札参加者はかなり高い精度で分かるものと思料します。 ・ほぼ分かります。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p><維持管理役務及び物品・役務> 【防災備蓄品購入（非常食）】 ・意見・質疑なし</p> <p><少額契約> 【電子天秤の点検・校正】 ・意見・質疑なし</p>	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	